

各位

会社名 株式会社 manaby  
(コード番号 9222 TOKYO PRO Market)  
代表者名 代表取締役社長 岡崎 衛  
問合せ先 取締役 経営管理部部長  
川上 真一  
電話番号 (022)355-6626  
U R L <https://manaby.co.jp/>

## 監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更 及び会計監査人の選任に関するお知らせ

当社は、2026年5月29日開催の取締役会において、以下のとおり、2026年6月26日開催予定の第10回定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行すること、「定款一部変更の件」を付議すること、及び同定時株主総会に「会計監査人の選任の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、「会計監査人の選任の件」につきましては、監査役の決定に基づいております。また、「会計監査人の選任の件」の決議による会計監査人の選任は、同定時株主総会において、「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とするものです。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1). 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、ステークホルダーの期待に的確に応える体制の構築を目指します。

##### (2). 移行の時期

2026年6月26日開催予定の第10回定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

#### 2. 定款一部変更について

##### (1). 変更の目的

- ① 当社の事業内容の多様化に備えるため、事業目的の追加を行うものです。
- ② 経営の透明性の向上及び意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社へと移行するため、監査等委員会・監査等委員及び会計監査人に関する規定の新設、また監査役に関する規定の削除等所要の変更を行うものです。

##### (2). 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3). 変更の日程

定款変更に関する株主総会開催予定日：2026年6月26日

定款変更の効力発生予定日：2026年6月26日

3. 会計監査人の選任について

(1). 異動予定年月日

2026年6月26日（第10期定時株主総会開催予定日）

(2). 会計監査人候補者

①名称	監査法人F R I Q
②所在地	東京都千代田区神田紺屋町15番地
③業務執行社員の氏名	佐藤 稔幸、三浦 義直
④公認会計士法に基づく 上場会社等監査人登 録制度への登録状況	登録されております。

(3). 監査法人F R I Qを会計監査人の候補者とした理由

当社は、監査法人F R I Qと金融商品取引法に準じた監査契約を締結し、現在に至っております。当社の監査役が監査法人F R I Qを会計監査人の候補者とした理由は、今般、監査等委員会設置会社へ移行するにあたり会計監査の継続性を確保するとともに、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

以上

現行定款	2026年6月26日改定案	備考
<p>（商号） 第1条（条文省略） （目的） 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 2 インターネットを利用した就労支援事業及び教育事業 3 フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集及び加盟店の指導業務 4 インターネットのウェブサイト及びECの企画、制作、販売、運営、保守及びコンサルティング 5 デジタルコンテンツの企画、制作、配信、販売 6 業務のアウトソーシングの受託及び請負 7 有料職業紹介事業 8 企業組織、人材採用、人材管理及び労務管理業務に関するコンサルティング、教育及びセミナーの開催 9 労働者派遣事業 10 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 11 コンピュータ並びにこれに関連して使用される周辺機器、付属品、消耗品等の販売</p> <p>12 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>（商号） 第1条（現行どおり） （目的） 第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 2 インターネットを利用した就労支援事業及び教育事業 3 フランチャイズチェーンシステムによる加盟店募集及び加盟店の指導業務 4 インターネットのウェブサイト及びECの企画、制作、販売、運営、保守及びコンサルティング 5 デジタルコンテンツの企画、制作、配信、販売 6 業務のアウトソーシングの受託及び請負 7 有料職業紹介事業 8 企業組織、人材採用、人材管理及び労務管理業務に関するコンサルティング、教育及びセミナーの開催 9 労働者派遣事業 10 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 11 コンピュータ並びにこれに関連して使用される周辺機器、付属品、消耗品等の販売 <u>12 介護保険法、健康保険法、及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく訪問看護事業</u> 13 前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>（新設）</p>
<p>（本店の所在地） 第3条（条文省略） （機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）<u>監査役</u></p> <p>（公告方法） 第5条（条文省略）</p> <p>第2章 株式</p>	<p>（本店の所在地） 第3条（現行どおり） （機関） 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2）<u>監査等委員会</u> （3）<u>会計監査人</u></p> <p>（公告方法） 第5条（現行どおり）</p> <p>第2章 株式</p>	<p>（監査役の削除）</p> <p>（新設） （新設）</p>

<p>第6条～第11条（条文省略）</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第18条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>（取締役の選任） 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>（取締役の任期） 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>（代表取締役及び役付取締役） 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>第6条～第11条（現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第17条（現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 （取締役の員数） 第18条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、7名以内とする。 <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任） 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行うものとし、</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>（取締役の任期） 第20条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u> 3 増員又は補欠として選任された取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、在任取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期の満了する時までとする。 <u>4 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>（代表取締役及び役付取締役） 第21条 取締役会は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中からその決議によって代表取締役を選定する。</u> 2 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取</p>	<p>（追記）</p> <p>（新設）</p> <p>（追記）</p> <p>（追記）</p> <p>（新設）</p> <p>（追記）</p> <p>（新設）</p> <p>（追記）</p>
---	---	---

<p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役に対する報酬、賞与、その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役</u> <u>(監査役の数)</u> 第29条 当会社の監査役は、3名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u> 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査役の任期)</u> 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	<p>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長) 第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役に対する報酬、賞与、その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議により定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり)</p>	<p>(監査役の削除)</p> <p>(追記)</p> <p>(章の削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--	---

<p><u>第32条 監査役に対する報酬、賞与、その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p><u>(監査役の実任免除)</u></p> <p><u>第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任額の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会の運営その他に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><u>第6章 会計監査人</u> <u>(会計監査人の選任)</u></p> <p><u>第31条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---	---

<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(中間配当) 第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第37条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u> 第33条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て決定する。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(中間配当) 第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第37条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u> 1. 当社は、第10回定時株主総会終結前の行為に関する、会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第10回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---	-------------------------